

# 令和4年度 市・府民税について

日頃は、市税の納付につきまして御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和4年度の市民税・府民税の納税通知書をお届けします。これは、前年中(※)の所得や控除などを基に算出したものです。所得金額や所得控除額など、課税の根拠となる金額は、「課税明細書」に記載していますので、内容をお確かめいただき、各納期限までに納付くださるようお願いいたします。

※本紙における「前年中」とは、令和3年1月1日から令和3年12月31日までの期間をいいます。

## 令和4年度 市・府民税の主な改正点

### ◎住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の拡充

・消費税率10%が適用される住宅取得等について、令和元年10月1日から令和4年12月31日までに居住の用に供した場合、住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の控除期間が3年間延長されます。

なお、11年目以降の3年間については、消費税率2%の引き上げ分の負担に着目した上限が設定されています。具体的には、各年において「建物購入価格の3分の2%」または「住宅ローン年末残高の1%」のいずれか少ない金額を税額控除することとなります。(※10年目までは改正前の制度と同水準。)

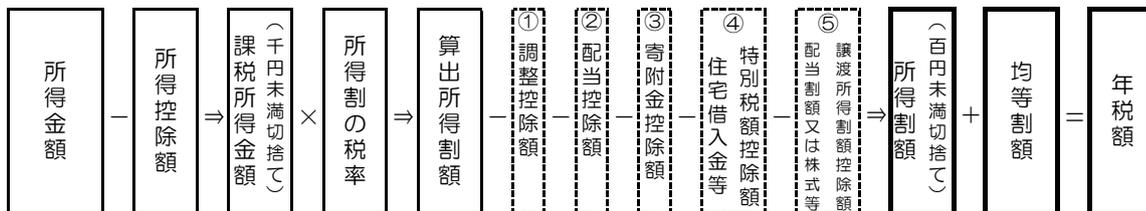
### ◎セルフメディケーション税制の見直し

・適用期間の5年延長…特定一般用医薬品等の購入費を支払ったときの医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)の適用期限が令和8年12月31日(令和9年度住民税)まで延長されます。

・対象医薬品の見直し…いわゆるスイッチOTC薬から効果の薄いものを対象外とし、とりわけ効果があると考えられる薬効(3薬効程度)について、スイッチOTC成分以外の成分にも対象を拡充します。

・証明書類の簡素化…令和4年度以降の住民税について、一定の取組(健康診査等の健康の保持増進及び疾病の予防への取組)を行ったことを証する書類(領収書や結果通知書等)の提出または掲示が不要になります。ただし、内容を確認することがあるため、自宅で5年間は大切に保管してください。

## ■令和4年度 市・府民税の算出方法



※なお、分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。

## ■市・府民税の税率

所得割 (総合課税分)

市民税：6% 府民税：4%

均等割

市民税：3,500円 府民税：1,800円

・平成28年度から令和5年度まで

## ■お問い合わせ

河内長野市税務課市民税係(市役所 2階 ③番窓口)

TEL0721-53-1111 内線262・274・275・293・298

■給与所得金額の求め方（※1円未満の端数切り捨て）

給与収入金額		給与所得金額
0円 ～	550,999円	0円
551,000円 ～	1,618,999円	給与収入金額 - 550,000円
1,619,000円 ～	1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円 ～	1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円 ～	1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円 ～	1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円 ～	1,799,999円	給与収入金額 ÷ 4 (千円未満の端数切り捨て) (A) × 2.4 + 100,000円
1,800,000円 ～	3,599,999円	(A) × 2.8 - 80,000円
3,600,000円 ～	6,599,999円	(A) × 3.2 - 440,000円
6,600,000円 ～	8,499,999円	給与収入金額 × 0.9 - 1,100,000円
8,500,000円以上		給与収入金額 - 1,950,000円

■公的年金等の所得金額の求め方（※1円未満の端数切り捨て）

年齢区分	公的年金等の収入金額 (以下、【N】と表記)	公的年金等に係る雑所得の金額 公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額が		
		1,000万円以下の場合	1,000万円超～2,000万円以下の場合	2,000万円超の場合
昭和32年 1月2日以後に 生まれた人 (65歳未満)	1,299,999円以下	【N】 - 600,000円	【N】 - 500,000円	【N】 - 400,000円
	1,300,000円～4,099,999円	【N】 × 0.75 - 275,000円	【N】 × 0.75 - 175,000円	【N】 × 0.75 - 75,000円
	4,100,000円～7,699,999円	【N】 × 0.85 - 685,000円	【N】 × 0.85 - 585,000円	【N】 × 0.85 - 485,000円
	7,700,000円～9,999,999円	【N】 × 0.95 - 1,455,000円	【N】 × 0.95 - 1,355,000円	【N】 × 0.95 - 1,255,000円
	10,000,000円以上	【N】 - 1,955,000円	【N】 - 1,855,000円	【N】 - 1,755,000円
昭和32年 1月1日以前に 生まれた人 (65歳以上)	3,299,999円以下	【N】 - 1,100,000円	【N】 - 1,000,000円	【N】 - 900,000円
	3,300,000円～4,099,999円	【N】 × 0.75 - 275,000円	【N】 × 0.75 - 175,000円	【N】 × 0.75 - 75,000円
	4,100,000円～7,699,999円	【N】 × 0.85 - 685,000円	【N】 × 0.85 - 585,000円	【N】 × 0.85 - 485,000円
	7,700,000円～9,999,999円	【N】 × 0.95 - 1,455,000円	【N】 × 0.95 - 1,355,000円	【N】 × 0.95 - 1,255,000円
	10,000,000円以上	【N】 - 1,955,000円	【N】 - 1,855,000円	【N】 - 1,755,000円

■所得控除一覧表

種類	市・府民税の控除額（計算式）			
雑損控除	次のいずれが多い金額 ①差引損失額（※） - 総所得金額等の合計額の10%相当額 ②差引損失額（※）のうち、災害関連支出の金額 - 5万円 （※）差引損失額 = 損害金額 - 保険金等で補てんされた金額			
医療費控除	①医療費控除（上限額：200万円） ●計算式：（支払った医療費の金額 - 保険金等により補てんされた金額） - {10万円と（総所得金額等の合計額 × 5%）のいずれか少ない方の金額} ②医療費控除の特例（上限額：88,000円） ●計算式：（1年間に支払った対象となるOTC医薬品の購入費用 - 保険金等で補てんされる金額） - 12,000円 ①・②のいずれかを選択。両方を適用することは出来ません。			
社会保険料控除	支払った又は給与や年金から控除された、健康保険料・年金掛金・雇用保険料・介護保険料等の社会保険料の合計額			
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済事業団に支払った第一種共済契約の掛金、確定拠出年金法の個人型年金加入者掛金及び心身障がい者扶養共済掛金の金額			
生命保険料控除	【新契約】			
	支払金額	控除額	支払金額	控除額
	12,000円以下	支払金額の全額	15,000円以下	支払金額の全額
	12,000円超～32,000円以下	支払金額 × 1/2 + 6,000円	15,000円超～40,000円以下	支払金額 × 1/2 + 7,500円
	32,000円超～56,000円以下	支払金額 × 1/4 + 14,000円	40,000円超～70,000円以下	支払金額 × 1/4 + 17,500円
【旧契約】				
56,000円超	一律 28,000円	70,000円超	一律 35,000円	
【旧契約】 平成23年12月31日以前に締結した契約内容	●一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の計算式により計算した控除額の合計額が控除額となり、合計の限度額は、70,000円です。 ※一般生命保険料または個人年金保険料について、新契約と旧契約双方で控除を受ける場合には、その合計額が適用されますが、控除額の上限は生命保険・個人年金保険で、各28,000円です。（但し、この場合、旧契約の控除額だけで28,000円を超える場合は、旧契約のみ適用し、28,000円以上の控除を受けることができます。）			
地震保険料控除	【地震保険】	【旧長期損害保険】		
	支払金額	控除額	支払金額	控除額
	50,000円以下	支払金額の1/2	5,000円以下	支払金額の全額
	50,000円超	25,000円	5,000円超～15,000円以下	支払金額 × 1/2 + 2,500円
		15,000円超	10,000円	
	●それぞれ上の計算式により計算した控除額の合計額が控除額となり、限度額は、25,000円です。			
障がい者控除	障がい者である本人・控除対象配偶者・扶養親族1人につき 260,000円 ただし、特別障がい者の場合は 300,000円 また、同居特別障がい者の場合は 530,000円 ※障がい者控除は、扶養控除の適用がない16歳未満の扶養親族についても適用されます。 ※特別障がい者・身体障がい者手帳（1・2級）・精神障がい者保健福祉手帳（1級）・療育手帳（A）等。 または同程度の状態にある旨を証する書類の交付を受けている人など。 ※同居特別障がい者・特別障がい者である控除対象配偶者や扶養親族で、かつ納税者または納税者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人。			

寡婦・ひとり親控除	寡婦控除…260,000円 ひとり親控除…300,000円				
	<p>寡婦 ●合計所得金額が500万円以下で、下記の①もしくは②に該当する人。</p> <p>①子ではない扶養親族（他の人の扶養親族に該当せず総所得金額等の合計額48万円以下）を有し、夫と離別している人。</p> <p>②死別もしくは、夫の生死が明らかでない人。</p> <p>ひとり親 ●生計を一にする子（他の人の扶養親族に該当せず総所得金額等の合計額48万円以下）を有し、単身者（住民票の続柄に「夫（見届）」「妻（見届）」の記載がある場合は対象外）で、かつ合計所得金額が500万円以下の人。</p>				
勤労学生控除	本人が大学、高等学校等の学生で合計所得金額が75万円以下であって、かつ自己の勤労によらない所得が10万円以下の人。 260,000円				
配偶者控除 (前年の合計所得金額が48万円以下の配偶者で、事業専従者や他の人の扶養親族になっていない人)	配偶者	本人の合計所得金額			(※)老人控除対象配偶者 昭和27年1月1日以前に 生まれた人(年齢70歳以上の人)
		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1千万円以下	
配偶者特別控除 (合計所得金額が1,000万円以下で配偶者のある人)	控除対象配偶者	330,000円	220,000円	110,000円	【注意】 ・本人の合計所得金額が1千万円を超えると配偶者控除・配偶者特別控除は適用できません。 ・夫婦の間で互いに配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。
	老人控除対象配偶者(※)	380,000円	260,000円	130,000円	
	本人の合計所得金額				
	配偶者の合計所得金額	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1千万円以下	
	48万円超95万円以下	330,000円	220,000円	110,000円	
	95万円超100万円以下	330,000円	220,000円	110,000円	
	100万円超105万円以下	310,000円	210,000円	110,000円	
	105万円超110万円以下	260,000円	180,000円	90,000円	
	110万円超115万円以下	210,000円	140,000円	70,000円	
	115万円超120万円以下	160,000円	110,000円	60,000円	
120万円超125万円以下	110,000円	80,000円	40,000円		
125万円超130万円以下	60,000円	40,000円	20,000円		
130万円超133万円以下	30,000円	20,000円	10,000円		
扶養控除 (前年の合計所得金額が48万円以下の扶養親族で、事業専従者や他の人の控除対象配偶者・扶養親族になっていない人)	①一般の控除対象扶養親族			330,000円	
	扶養親族のうち、平成15年1月2日から平成18年1月1日までに生まれた人(年齢16歳から18歳までの人)または、昭和27年1月2日から平成11年1月1日までに生まれた人(年齢23歳から69歳までの人)				
	②特定扶養			450,000円	
	扶養親族のうち、平成11年1月2日から平成15年1月1日までに生まれた人(年齢19歳から22歳までの人)				
③老人扶養			380,000円		
扶養親族のうち、昭和27年1月1日以前に生まれた人(年齢70歳以上の人)					
④同居老親等扶養			450,000円		
老人扶養のうち、納税義務者または配偶者の直系尊属で、納税義務者または配偶者のいずれかとの同居を常況としている人					
基礎控除	合計所得金額	2,400万円以下	2,400万円超~2,450万円以下	2,400万円超~2,450万円以下	2,500万円超
	基礎控除額	430,000円	290,000円	150,000円	0円
所得金額調整控除 (給与所得金額から控除)	①(給与収入額(1000万円を超える場合は1000万円)-850万円)×10% ●給与収入金額が850万円を超え、以下のいずれかの条件に該当する人 ・本人が特別障害者に該当する ・年齢23歳未満の扶養親族を有する ・特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する ②給与所得(10万円を超える場合は10万円)+公的年金等にかかる雑所得(10万円を超える場合は10万円)-10万円 ●給与所得+公的年金等にかかる雑所得がどちらもあり、その合計金額が10万円以上ある人は、上記控除額を給与所得から控除する。				

### ■市・府民税が課税されない人

均等割も所得割も課税されない人	①生活保護法の規定により生活扶助を受けている人	均等割が課税されない人	合計所得金額(下記■参照)が、32万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+1)+19万円+10万円以下である人 ※(控除対象配偶者+扶養親族数)が0のときは、42万円以下となります。
	②障がい者、未成年者(平成14年1月3日以降に生まれた未婚の人)、寡婦又はひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下の人(給与の収入金額では2,044千円未満であった人)	所得割が課税されない人	総所得金額等(下記■参照)が、35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+1)+32万円+10万円以下である人 ※(控除対象配偶者+扶養親族数)が0のときは、45万円以下となります。

### ■合計所得金額と総所得金額等

- 合計所得金額…寡婦・ひとり親控除、勤労学生控除、控除対象配偶者、扶養親族の所得判定の要件になります。
  - 純損失・雑損失の繰越控除、居住用財産の買換等の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除を適用しないで計算した総所得金額
  - 分離課税の土地建物等の譲渡所得の金額(特別控除前)
  - 分離課税の上場株式等に係る配当所得の金額(上場株式等に係る譲渡損失との損益通算後、繰越控除適用前の金額)
  - 分離課税の株式等に係る譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除適用前の金額)
  - 分離課税の先物取引に係る雑所得等の金額(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除適用前の金額)
  - 退職所得金額(分離課税の対象となる退職所得は除きます)
  - 山林所得金額(特別控除後)
- 総所得金額等…雑損控除、医療費控除、寄附金控除の控除限度額を計算する場合の基準となります。
 

合計所得金額に純損失・雑損失の繰越控除、居住用財産の買換等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除(上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)を適用して計算した金額

## ■税額控除

### (1)調整控除

税源移譲により所得税と市・府民税の税率の合計は変わりながらも、所得税と市・府民税の人的控除額の差により負担が増加します。この負担増をなくすため、下記の計算式に基づき市・府民税所得割額から減額します。

- (1)市・府民税の課税所得金額が200万円以下の人  
 a 人的控除額の差の合計額 } いずれか小さい額×5%  
 b 市・府民税の課税所得金額  
 (2)市・府民税の課税所得金額が200万円超の人  
 {人的控除額の差の合計額－(市・府民税の課税所得金額－200万円)}×5%  
 但し、この額が2,500円未満の場合は、2,500円とします。

○市・府民税と所得税の人的控除額の差

人的控除		控除差	人的控除	控除差
障害者控除	普通	1万円	勤労学生控除	1万円
	特別	10万円	一般の扶養控除	5万円
	同居特別	22万円	特定扶養控除	18万円
寡婦控除		1万円	老人扶養控除	10万円
ひとり親控除	母	5万円	同居老親等扶養控除	13万円
	父	1万円	基礎控除	5万円

※配偶者控除・配偶者特別控除の差は、下記のとおり。

		納税義務者の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超～950万円以下	950万円超～1000万円以下
配偶者控除	一般	5万円	4万円	2万円
	老人	10万円	6万円	3万円
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額	48万円超50万円未満	5万円	4万円
		50万円超55万円未満	3万円	2万円
				1万円

### (2)配当控除

《控除額》 配当所得に課税された場合は、次の配当控除額が控除されます。(ただし、分離課税で申告した場合は、配当控除の適用はありません)

種類	課税総所得金額＋課税譲渡所得金額等の合計			
	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	市民税	府民税	市民税	府民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
特定証券投資信託等	外貨建等証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%
	外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%
				0.15%

### (3)寄附金税額控除

- 対象となる寄附金  
 A 住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金  
 B 住所地の日本赤十字社に対する寄附金  
 C 都道府県・市町村に対する寄附金(ふるさと納税)  
 D 大阪府・河内長野市が条例で指定する団体への寄付金  
 E イベント中止等によるチケット払戻請求権を放棄したことで寄附金とみなされるもの
- 控除額の計算方法  
 A・B・D・Eの寄附金については、次の①の計算式で求めた額が、  
 Cの寄附金については①と②の合計額が、市・府民税からの控除額となります。

①基本控除額 「寄附金(A+B+C+D+E)<sup>\*1</sup>－2,000円」×10% (市民税6%・府民税4%)  
 ②特例控除額<sup>\*2</sup> 「寄附金C<sup>\*1</sup>－2,000円」×{90%－(0～45%所得税の限界税率<sup>\*3</sup>)×1.021}

- ※1 総所得金額等の合計額の30%が限度となります。  
 ※2 C(ふるさと納税)にのみ適用され、市・府民税の所得割額の20%が限度となります。但し、総務大臣の指定を受けた都道府県・市町村への寄附分に限りません。  
 ※3 所得税の限界税率とは、寄附者に適用される所得税の最高税率をいいます。

※震災関連寄附金(平成23年3月11日以後に支出した国に対する寄附金や、東日本大震災などにより著しい被害が発生した地方公共団体に対する募集团体に寄附したものをいいます)は、上記Cのふるさと納税と同様の取り扱いとなります。

### (4)住宅借入金等特別税額控除

住宅借入金等特別税額控除額

- ①と②の金額のいずれか少ない金額  
 ①所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税で控除しきれなかった額  
 ②所得税の課税総所得金額等の額に100分の5あるいは100分の7を乗じて得た額

居住年月日	控除限度額
平成21年1月1日～平成26年3月31日	所得税の課税総所得金額等×5%(最高97,500円)・
平成26年4月1日～令和4年12月31日	※所得税の課税総所得金額等×7%(最高136,500円)

※平成26年4月から令和4年12月までの控除限度額の計算方法は、消費税率が8%または10%である場合に限り、それ以外の場合は、所得税の課税総所得金額等×5%(最高97,500円)となります。

### (5)配当割額または株式等譲渡所得割額控除額

前年に配当割額または株式等譲渡所得割額として特別徴収され、翌年の4月1日の属する年度分において申告書にこれらの記載をした場合は、これらの配当割額または株式等譲渡所得割額控除額を所得割額から控除します。所得割額から控除しきれない場合は均等割額に充当します。さらに充当しきれない場合はその額を還付します。

### ●確定申告をされる方、確定申告をされた方へ

(※寄附金税額控除、配当割額または株式等譲渡所得割額控除について)

市民税・府民税で控除対象となる寄附金(ふるさと納税等)を確定申告で申告される場合は、確定申告書A第二表「住民税に関する事項」(確定申告書B第二表「住民税・事業税に関する事項」)の「寄附金税額控除欄」に対象となる寄附金額の正しい記入がないと市民税・府民税で控除を受けることができません。

また、配当所得や株式等譲渡所得を申告しており、特別徴収された住民税(配当割額・株式等譲渡所得割額控除額)がある場合も、確定申告書第二表の「配当割額控除額」・「株式等譲渡所得割額控除額」欄に特別徴収された住民税(配当割額・株式等譲渡所得割額)の記入がないと控除や還付を受けることができません。

なお、確定申告書に記入することを忘れていた場合は、市民税・府民税の申告書で「寄附金税額控除」や「配当割額控除額」・「株式等譲渡所得割額控除額」を申告していただくことで控除を受けることができます。